

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方式事業者選定委員会の項中「10人以内」を「13人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年8月29日提出

大磯町長 池田 東一郎